

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等検討部会（第13回）

議事録

1 開催日時：令和7年8月8日（金）14:00～16:00

2 開催場所：WEB会議

3 議題

・建設工事等の入札参加資格審査の申請方法の共通化について

4 議事概要

・事務局から資料に沿って、建設工事等の入札参加資格審査の共通の申請方法のたたき台について説明。その後、構成員と意見交換を実施。

【意見交換】

○構成員 ●総務省

（資料-3.建設工事等の共通の申請方法（たたき台）の検討-①資格の有効期間について）

○ 「経審の有効期間が1年7か月であるから、建設工事の資格の有効期間は2年」という考え方には、整合性があるとは言えないのではないか。経営事項審査の有効期間の起算日は「審査基準日」であり、終了日はその審査基準日から起算して1年7か月後の日となるが、多くの事業者の場合、審査基準日（決算日）から4か月後くらいに経審の申請を行うことが多く、審査結果の通知が交付されるのは早くても1か月後くらい。この場合、有効期間は約1年2か月となる。また、多くの事業者は経審切れの状態にならないよう余裕を持って申請をするため、有効期間内に新しい経審結果が通知されることとなる。そのため、実質的な有効期間は大体1年くらいとなることを考えると、経審の有効期間が1年7か月なので資格の有効期間が2年というのはあまり理由が立っていないのではないか。

○ 建設工事の資格の有効期間を3年とすることについて、事業者が格付を上げる機会が減少することを課題とする意見があるが、随時申請や追加申請を設けることで解消されるのではないか。本団体では、定期申請の受付時期にあわせ、3年に1度、発注標準の

更新を行っており、何点から何点はAランク、何点から何点はBランク、という形で格付の幅を見直している。また、この基準が有効な3年の間に、「中間年度申請」という申請を設け、希望した事業者のみ再審査を受け、格付を上げられる運用となっている。

- 本団体では、申請者及び審査者の業務負担の軽減等のため、関係団体との協議や県の審議会等を経て、有効期間を2年間から3年間に変更した経緯がある。
- 建設業界における人手不足や自治体業務の負担軽減等を考慮すると、物品・役務等と同様に、建設工事等についても有効期間を3年間とするほうがよいのではないか。
- 昨年度の物品・役務等の検討における議論では、建設工事等の有効期間を2年から3年とすることについて、比較的否定的な意見が多いと認識しているが、先述のご意見を踏まえ、建設工事等の有効期間を2年に設定されている団体におかれでは、3年とすることについてご意見はあるか。
- 本団体の物品・役務等と建設工事等の有効期間はともに2年だが、仮に建設工事等の資格の期間を3年とする場合、「事業者が格付を上げる機会が減少すること」が一つの課題と認識している。随時申請等を設けることで有効期間内に格付の見直しを行うことは一定の課題があると考えていたところだが、実際にそのような制度を導入している自治体があるのであれば、こうした事例を参考にしながら運用の検討ができるのではないかと思う。
- 本団体の物品・役務等と建設工事等の有効期間はともに2年だが、仮に物品・役務等の有効期間が3年、建設工事等の有効期間が2年と分かれた場合、それぞれの資格の審査業務の集中時期には大きな事務負担が発生するため、まとめて審査を実施できなくなると現行の職員体制では対応が困難と感じている。物品・役務等と建設工事等の資格の有効期間はそろえていただきたい。
- 小規模自治体のご意見をご教示いただきたい。
- 本団体では、物品・役務等と建設工事等の有効期間はともに2年だが、仮に建設工事等を3年とすれば、事務負担の軽減がかなう半面、建設工事等と物品・役務等で分かれると、両者に登録する事業者の負担が増加する点を懸念している。このため、期間はそろえたほうがよいのではないか。
- 物品・役務等の有効期間を3年とした議論では、建設工事等を3年とするのは容易ではないというご意見があったが、期間を揃えたほうが事業者にとって分かりやすく負担が少ないとのこと、有効期間が2年と3年でずれると、審査期間が増え、事務負担が

平準化されず、審査体制によってはさらに負担がかかるということのご意見があると受け止めた。

- 建設工事等の有効期間が2年の団体におかれては、期間を3年に延ばし、格付けを上げる機会として随時申請や追加申請を設ける体制について、どのようにお考えかご教示いただきたい。

○ 本団体では、20団体以上の入札参加資格の審査を行っているが、物品・役務等と建設工事等の有効期間を2年にそろえ、業務の平準化を図っている。例えば期間が2年と3年で異なる場合、6の倍数年に該当する年度には、業務量がその他の年度の約2倍となり、このような業務の偏りはオペレーションの構築・維持において大きな負担となる。また、資格の有効期間を2年としている背景には、経営事項審査の結果に基づく基準点（X点やY点）が関係しており、制度改正等により審査項目が変更された場合、1年目に登録した事業者と2年目・3年目に登録した事業者とで、同一基準での比較が困難となると考える。随時申請の導入については、現時点の事業の体制だと難しいと考える。

○ 本団体の建設工事、測量・建設コンサルタント等の有効期間は2年であり、定期申請の他に追加申請を設け、（定期申請の）1年後に受付期間を設けている。有効期間を2年としているのは、特に発注金額が高額となる案件が多数を占める建設工事において、経審通知書を2年ごとに確認することで、各事業者の経営状況を継続的かつ的確に把握する目的が大きいと考える。他団体のように、実際の入札案件で経営事項審査の点数を基に基準等を設けて執行しているわけではないが、2年に1度、通知書を確認することで事業者の経営状況を把握し、それに応じた適切な格付けをするという形をとっている。

仮に期間が2年から3年へ延長した場合、格付を行った時点の経審の通知書から2回または3回の更新が発生することとなり、格付け時点と実際の入札時点における事業者の経営状況に乖離が生じる可能性が高まる。このため、2年という有効期間を維持したほうが、より安全に入札が執行できると考えられる。

○ 審査業務の集中時期をそろえる目的で、物品・役務等と建設工事等、ともに有効期間を2年としている。仮に、双方の有効期間、審査時期にずれが生じるのであれば、現体制ではない形を検討する必要があるという点は懸念事項としてある。他方、本団体が共同受付を行う以前は、双方の審査時期をずらしており、物品・役務等と建設工事、測量・建設コンサルタント等の審査業務を相互に協力し合って執行していたため、再度こうした体制を検討する必要があると考える。

- 本団体では、県内に主たる営業所を持っている県内事業者の建設工事の申請については毎年受け付けており、有効期間を3年等にする場合、追加申請等を設け毎年申請を受け付けることになると考えられる。
- 各団体が異なる要項で資格の有効期間等を定め、かつ、定期申請以外の手段として随時申請や追加申請等が設けられている中で、有効期間を全国統一して設定する必要はあるのか。
- 共通化を図っていくに当たっては、有効期間は事業者にとっても分かりやすく設定する必要があると考えている。そういう観点から、有効期間は揃えるべきと考えているが、上記のような意見もあろうかと思うので、今後、意見照会をする中で、聞き取りたいと考えている。
- 本団体では、経営事項審査の情報を常に参考しており、2年、3年等の有効期間に縛られない形で運用している。全国一律の有効期間の設定することについては、べき論とすればそれでもよいと思うが、異なる基準の経審の結果で入札が行われることになるのではないかというのが懸念点としてある。
- 物品・役務等の資格の有効期間3年を前提として、建設工事等を3年にするか2年にするかという議論ではなく、物品・役務等と建設工事等の有効期間を揃えた場合、ずれる場合にそれぞれどのような支障があるのか、という視点を持って検討を進めていただきたい。有効期間をずらした場合、おそらく、都道府県等では物品・役務等と建設工事等の事務処理を別の部署で行っていると考えられるので、大きな影響はないと考えられるが、小規模自治体においては、事務を統一し少ない人数体制で運用していると思われるため、事務の見直しの負担が大きいのではないか。
- 総務省としても、昨年度の物品・役務等の検討部会において、建設工事等の資格の有効期間を3年とすることについての否定的な意見もあったということも踏まえ、物品・役務等の資格の有効期間は一旦3年としているところ。再度検討することもあり得るということについてはご意見のとおりと考えている。この点を踏まえ、全国照会でご意見を聞き取りながら、検討会の中で議論させていただきたい。
- 物品・役務等と建設工事等の登録事業者について、本団体（県）の場合、個人的な感覚では両者に登録している事業者は少ない印象であり、有効期間を共通化した場合の影響はあまりないのではないかと考えている。
- 本団体（市町村）の場合、建設工事の資格を持っている事業者の約5割弱が物品・役

務等に登録しており、これらの事業者の事務量の増は確実に発生すると思われる。

(資料-3. 建設工事等の共通の申請方法(たたき台)-③定期申請により資格が付与される期間について)

- 共通化後、最初の資格の付与日については、各自治体の判断で付与日を設定させていただきたい。
- 自治体間格差のような捉え方されてしまうことを避けるため、随時申請等の申請方法を行うか否かは、任意ではなく全国で統一したほうがよいのではないか。
- 資格の有効期間の始期については、現行、開始年度が各自治体で異なる（例えば、同じ有効期間2年でも「令和6、7年資格」の団体と「令和7、8年資格」の団体が存在する）が、共通化に当たっては、開始年度をそろえるということを考えているのか。その場合、現行の有効な資格の期間を短縮、延長することを考えているのか。
- 定期申請の資格が付与される日については、ご認識のとおり、開始年度をそろえる理解で考えている。現行の資格が終わる時期を統一させるため、現行の資格の期間を、拡大なり、縮小なりの措置が必要となると考えている。

(資料-3. 建設工事等の共通の申請方法(たたき台)-③定期申請の審査期間について)

- 審査期間の4か月について、共通化によって審査する部分と、その後、各自治体が格付等を行い認定する部分を含めての審査期間4か月という理解でよろしいか。
- ご認識のとおり。
- 各自治体での格付けを含む審査業務量を考慮すると、特に建設工事においては、共通化における審査期間を含めての4か月とするのは短いのではないかと考える。
- 審査期間については、各自治体が独自の格付けを設定し、工夫して審査を行っている中で、当然ボリュームゾーンも異なるものと承知しているが、最大多数を取った4か月とさせていただいた。事業者特定情報のような共通された項目の審査については、各自治体ではなく共通の体制のもと審査を行うことで事務効率化されると考えているが、格付けに伴う部分は、各自治体に残ることを踏まえたご指摘と理解した。他方、事業者の事務効率化という観点から、今できることとして、どの程度の期間を設けてどのような運用ができるのか議論をしていきたいと考えている。審査期間が短いというご意見も踏まえ、全国照会でどのような意見が出てくるか確認したい。

(資料-3. 建設工事等の共通の申請方法（たたき台）-④随時申請の受付期間について)

- 随時申請の受付期間の始期について、4月15日と設定し拡大できるとのことだが、定期申請の審査期間中に始期を設定することもできるという理解でよろしいか。
- 随時申請の受付期間については、ご認識のとおり、後ろに延ばすだけではなくて、前倒すこともできるものとしている。
- 合併等で事業承継があった場合、入札参加資格の承継も必要となると考えている。事業承継等のイレギュラーな申請にも対応いただけるようなシステムにしていただきたい。

(資料-4. 測量・建設コンサルタント等の申請方法（たたき台）の検討について)

- 測量・建設コンサルタント等の資格の有効期間について、建設工事と異なり経営事項審査の有効期間の制約はないので、建設工事とそろえ2年とする必要があるのか、3年という長い期間を設定したほうが事業者にとって有利となるのではないか、といった検討も必要と感じている。

(審査体制について)

- まずは審査体制について、議論をする必要があると考える。審査体制の議論がなければ、人的資源や時間的資源が限られた中で、たたき台の案で処理できるかという点について、議論しにくいと思う。
- システムの全体構築をするのに段階的に整理していくという趣旨の説明と受け取ったが、共通化できるところから共通化して、都度システムを更新していくという理解でよろしいか。
- 申請方法等の共通化と共通システムは一斉に導入したいと考えている。システム構築までの検討には時間がかかるので、共通化を今の段階で考えるとしたらどうか、それを踏まえてシステムをどうするか、そのシステムをつくるときにその考え方がうまくはまるかどうか、はまらなければ直さなければいけないか等と、段階を追って検討するという趣旨である。先に共通の申請方法等を入れて、システムを後から入れるということは今のところ考えていない。

(他の情報システムとの情報連携について)

- 経営事項審査情報等の国や自治体が持っている情報について、事業者の申請を待って連携するのではなく、一定のルールを決めてデータ連携を図ることで、有効期間の制約を受けず隨時で経営状況等を確認していくことができるのであれば、事業者、審査側の双方にとって最もメリットが大きいかと考えられる。こうした点も検討いただきながら、各自治体のご意見も聞いていただきたい。
- 各項目等で必要なデータ項目について、どの情報がどのデータソースから取得可能かを整理したマッピングがあると、関係者間での意見調整が円滑になると考えられる。今後、こうした整理も検討課題として取り上げていただきたい。

(定期申請の必要性について)

- 定期申請を設ける理由は、納税状況の確認と格付の実施が大きいと考えられる。特に格付の実施については、何年に1度か、制度を見直すタイミングを設けていると考えられ、本団体の場合、独自の加点項目を定期的に見直している。見直しのタイミングは諸々のバランスによると思うが、申請機会を毎年ではなく定期的に設けているのはこういった理由によると思われる。
- 格付の部分については、各自治体の独自性がある部分と認識しており、それ自体が共通化される必要はないと考えている。上述のご意見にもあるように、一定のタイミングで一定の格付をし、事業者に入札参加をしてもらうことが、自治体の創意工夫による合理的な入札参加資格の審査であることからすると、システム化により全て隨時申請とするところまで一足飛びに行くのは難しい部分があると考える。現状は、各自治体が設けている事項の中でも統一性を欠いている箇所をある程度共通化し、そのルールに従ったデジタル化を進めていく段階だと考えている。

(その他の意見)

- 本団体の入札参加資格審査申請手続においては、建設工事については共同受付を行い、物品・役務等については各市町で行っているが、市町においては建設工事及び物品・役務等の両者を統一することについて必ずしも積極的に賛成する立場ではなく、どのように対応すべきかとの意見があったのでお伝えしておく。